指定給水装置工事事業者指定申請【新規・更新・変更】について

志賀町給水条例の適用される区域内における給水装置（配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具）の工事は、志賀町給水条例第７条第１項により、指定給水装置工事事業者の指定を受けなければ施工できません。

指定を受けるための基準は、次のとおりです。

１　事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと。

２　規程に定められた機械器具を有するものであること。

イ、金切りのこその他の管の切断用の機械器具

ロ、やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ハ、トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

二、水圧テストポンプ

３　一定の欠格要項に該当しないものであること。

必要書類

提出書類名	個人	法人	様式または備考
指定給水装置工事事業者の確認事項	○	○	
申請書	○	○	様式第１
誓約書	○	○	様式第２
機械器具調書 ※種別ごとに機械器具の写真が必要です。	○	○	別表
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○	様式第３
住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書	○		発行から３カ月以内のもの
定款の写し		○	最新のもの
登記簿謄本または現在事項全部証明		○	発行日から３カ月以内のもの

給水装置工事主任技術者免状の写し ※主任技術者と雇用関係にあることを証明できるものも添付願います。（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）	○	○	
旧給水装置工事事業者指定証	○	○	

手数料　　10,000 円【新規】
　　5,000 円【更新】
後日、指定給水装置工事事業者証が交付されるときに納めて頂きます。
※変更の場合について手数料はかかりません

担当　〒925-0198
石川県羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1
志賀町上下水道課
TEL　0767-32-9251
FAX　0767-32-3978